

第11次群馬県交通安全計画（案）概要

県土整備部
道路管理課交通安全対策室

基本理念

交通事故のない社会の実現と県民一人一人が安全で安心して暮らすことのできる「交通安全県・群馬」の確立を目指す。

計画の位置づけ

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）の規定により、陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策大綱として、国が策定する「交通安全基本計画」に基づき策定するもの。

計画期間

令和3年度～令和7年度までの5年間

指標及び目標値

指標	目標値
道路交通の安全	
人身事故発生件数 自転車の関係する交通人身事故発生件数	令和元年比 3割以上減少
鉄道交通の安全	
鉄道事故件数（踏切事故を除く。）	ゼロ
踏切道における交通の安全	
踏切事故件数	ゼロ

主な課題と対策

分野	課題	重視すべき視点	主な対策
道路交通の安全	人口10万人当たりの人身事故発生件数と自転車の関係する人身事故発生件数が全国ワースト	自転車の事故減少に着目した対策 交通人身事故を減少させるための対策	<ul style="list-style-type: none"> 群馬県自転車活用推進計画に基づいた自転車通行空間の整備（矢羽根型路面表示の整備など） 群馬県交通安全条例改正に基づく各種施策の推進（ヘルメット着用モデル事業など） 群馬県交通安全アクション・プログラムに基づいた交通安全教育の推進（自転車交通安全動画コンテストなど） 歩行者の事故減少に着目した対策（可搬式速度自動取締装置の活用、高齢者の反射材着用促進など） 自動車の事故減少に着目した対策（事故危険箇所の合同点検、先進安全自動車の普及促進など）
鉄道交通の安全	依然として鉄道事故が発生	重大な列車事故の未然防止 利用者等の関係する事故の防止	<ul style="list-style-type: none"> 重大な列車事故の未然防止（安全確保のための気象状況に応じた計画運休など） 利用者等の事故の防止（ホームにおける点状ブロックの整備など）
踏切道における交通の安全	依然として踏切事故が発生	それぞれの踏切の状況を 勘案した効果的対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道事業者が主体となった施策の推進（踏切障害物検知装置、踏切遮断機の整備など） 道路管理者と鉄道事業者が連携した施策の推進（踏切道の統廃合、踏切の拡幅など）